



熊本県公報

第12777号

平成30年11月26日(月)

(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の廃止…………… (//) 2
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の休止…………… (//) 3
- 生活保護法等に基づく指定介護機関の変更…………… (//) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 県道の路線の認定…………… (//) 4
- 有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 5
- 宇城都市計画下水道事業松橋不知火公共下水道の事業計画変更認可…………… (下水環境課) 5
- 漁船保険付保義務の消滅(畠口加入区・五和町加入区)…………… (団体支援課) 5
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 5
- 熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道(熊本市公共下水道)の事業計画変更認可…………… (下水環境課) 6
- 熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道(熊本市熊本北部流域関連公共下水道)の事業計画変更認可…………… (//) 6
- 熊本都市計画及び宇土都市計画下水道事業富合公共下水道の事業計画変更認可…………… (//) 6
- 鳥獣捕獲等事業の認定…………… (自然保護課) 6
- 造成宅地防災区域の指定…………… (建築課) 7
- 造成宅地防災区域の指定…………… (//) 7
- 造成宅地防災区域の指定…………… (//) 7
- 造成宅地防災区域の指定…………… (//) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工振興金融課) 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 9
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 10
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 10
- 農用地利用配分計画の認可…………… (//) 10
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (//) 10
- 新医療情報システム一式の賃貸借に係る一般競争入札の参加資格等…………… (病院局総務経営課) 11
- 新医療情報システム一式の賃貸借に係る一般競争入札の実施…………… (//) 15

告 示

熊本県告示第972号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定介護機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

平成30年11月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

(認知症対応型通所介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人 藤杏会 荒尾市四ツ山町三丁目5番2号	認知症対応型通所介護伊藤医院 指定通所介護サービスセンター	平成30年6月 29日

	「すずらん」 荒尾市四ツ山町三丁目4番28号	
(居宅療養管理指導)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人 なごみ会 玉名市山田2203-1	あさの歯科医院 玉名市山田2203-1	平成30年8月1日
(介護予防居宅療養管理指導)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人 なごみ会 玉名市山田2203-1	あさの歯科医院 玉名市山田2203-1	平成30年8月1日
(居宅療養管理指導)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
総合メディカル株式会社 福岡市中央区天神二丁目14番8号	そうごう薬局 立願寺店 玉名市山田高岡原2019-1	平成30年10月10日
(介護予防居宅療養管理指導)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
総合メディカル株式会社 福岡市中央区天神二丁目14番8号	そうごう薬局 立願寺店 玉名市山田高岡原2019-1	平成30年10月10日
(居宅療養管理指導)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
株式会社クマモトメディカル 八代市旭中央通6-6 旭中央ビル1F	大村調剤薬局 八代市大村町720-3	平成30年10月24日
(介護予防居宅療養管理指導)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
株式会社クマモトメディカル 八代市旭中央通6-6 旭中央ビル1F	大村調剤薬局 八代市大村町720-3	平成30年10月24日
(介護医療院)		
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会医療法人 黎明会 宇城市松橋町久具691	美里リハビリテーション病院介護医療院 下益城郡美里町洞岳1308番地	平成30年10月1日

熊本県告示第973号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問入浴介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人 山都町社会福祉協議会 上益城郡山都町大平91番地	ケアセンターやまと 上益城郡山都町大平91番地	平成24年3月31日

(介護予防訪問入浴介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
社会福祉法人 山都町社会福祉協議会 上益城郡山都町大平91番地	ケアセンターやまと 上益城郡山都町大平91番地	平成23年10月31日

(介護療養型医療施設)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
医療法人 藤杏会 荒尾市四ツ山町三丁目5番2号	伊藤医院 荒尾市四ツ山町三丁目5番2号	平成30年2月28日

熊本県告示第974号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
有限会社 高瀬合同タクシー 玉名市築地1268-1	有限会社 高瀬合同タクシー 玉名市築地1268-1	平成30年9月1日

熊本県告示第975号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社ひなた 八代市古城町2914-1	陽向 八代市新開町参号3番35	事業所の所在地		平成29年11月1日
		八代市古城町2914番地1	八代市新開町参号3番35	

(訪問介護)

事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社大環 八代市袋町1-45 いずみビル2F	訪問介護事業所なぎさの里 八代市新開町3-3	事業所の所在地		平成30年5月2日
		八代市麦島東町10-	八代市新開町3-3-	

	- 3 1	1 5	3 1	
(訪問看護)				
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社ケイアンドワイ 上益城郡益城町広崎 5 2 0 - 1 2	訪問看護リハビリステーション福丸 熊本市東区桜木三丁目7番7号	事業所の名称		平成30年 4月1日
		上益城郡益城町大字広崎520番地12	熊本市東区桜木三丁目7番7号	
(介護予防訪問看護)				
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社ケイアンドワイ 上益城郡益城町広崎 5 2 0 - 1 2	訪問看護リハビリステーション福丸 熊本市東区桜木三丁目7番7号	事業所の名称		平成30年 4月1日
		上益城郡益城町大字広崎520番地12	熊本市東区桜木三丁目7番7号	
(訪問介護)				
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社創健 宇土市栗崎町801番地2	宇土・千の郷 宇土市栗崎町801番地2	事業所の住所		平成30年 8月1日
		宇土市栗崎町字匿平851番地1	宇土市栗崎町801番地2	
(居宅介護支援)				
事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社創健 宇土市栗崎町801番地2	宇土・千の郷 宇土市栗崎町801番地2	事業所の住所		平成30年 8月1日
		宇土市栗崎町字匿平851番地1	宇土市栗崎町801番地2	

熊本県告示第976号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年11月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	阿蘇吉田線	阿蘇市黒川字突廻 2046番3地先から 同所 2046番3地先まで	前	8.5 ～ 8.6	39.0	災害復旧
			後	8.5 ～ 19.8		

2 区域を変更する期日 平成30年11月26日

熊本県告示第977号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条第1項の規定により、次のとおり県道の路線を認定することとする。

その関係図面は、平成30年11月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路

保全課において一般の縦覧に供する。
平成30年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 路線名、起点、終点、重要な経過地等

路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地	道路法第7条 第1項該当号	備 考
347	寺田岱明線	玉名市寺田 玉名市岱明町		6	

2 路線を認定する期日 平成30年11月26日

熊本県告示第978号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成30年11月13日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指定理由
有害指定映画	緊縛 白衣の天使（新東宝映画） ヤリ頃女子大生 強がりな乳房（オーピー） 往診女医の疼き 介護治療（新日本映像） スケベ美容師 むせかえる下半身（新日本映像） 密室の愛戯 乱れさせて（新東宝映画） 人妻ドラゴン 何度も昇天拳（オーピー） 近所のエロ妻 下品な性欲（新日本映像） 熟母の本能 一滴残らず欲しい（新日本映像） まぶしい情愛 抜かないで…（オーピー） いたずらロリータ 後ろからバージン（新日本映像）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第979号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 宇城市
- 2 都市計画事業の種類 宇城都市計画下水道事業松橋不知火公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和55年12月26日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

熊本県告示第980号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成26年11月25日熊本県告示第1110号で公示した畠口加入区及び五和町加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成30年11月24日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第981号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成30年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市市渡瀬字荒山1514番・1515番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1506番1、1513番1、1513番2

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字荒山1506番1・1513番1・1513番2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1514番、1515番1
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第982号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画下水道事業 熊本公共下水道（熊本市公共下水道）
- 3 事業施行期間 昭和32年4月1日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

熊本県告示第983号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画下水道事業 熊本公共下水道（熊本市熊本北部流域関連公共下水道）
- 3 事業施行期間 昭和58年3月8日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

熊本県告示第984号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画及び宇土都市計画下水道事業 富合公共下水道
- 3 事業施行期間 平成11年2月17日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

熊本県告示第985号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第1

8条の2の認定をしたので、同法第18条の5第2項の規定により次のとおり公示する。
平成30年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

一般社団法人熊本県猟友会
熊本市中央区新大江二丁目18番5号
上野 誠実

熊本県告示第986号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地
防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。
平成30年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

鶴ノ原地区

下益城郡美里町大字岩野字鶴ノ原128番1、129番、130番1、130番3、
131番

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び美里町役場に
備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第987号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地
防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。
平成30年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

上布田地区

阿蘇郡西原村大字布田字北道角2069番、2070番、2071番、2072番、
2096番、2097番1、2097番2、2100番1、2101番1、2102番
1、2103番1、2104番1、2105番、2106番、2107番1、2107
番3、2107番5、2116番地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、209
7番1地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、2100番1地先の道、2101
番1地先の道、2071番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、1693番1
地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、2070番地先の道の一部（次の図に示
す部分に限る。）

阿蘇郡西原村大字布田字南道角2108番1、2108番2、2108番3、210
9番1、2109番2、2111番、2111番2、2112番、2113番、211
6番、2117番、2118番の一部（次の図に示す部分に限る。）、2116番地先の
道の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に
備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第988号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地
防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。
平成30年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

下布田地区

阿蘇郡西原村大字布田字宇土1番、2番1、3番2、4番、5番、7番、8番1、9
番1、10番1、11番2、12番1、13番1、13番3、16番、30番1、30
番3、31番1、31番2、31番4、32番1、33番、34番、35番、36番、
37番、38番1、38番2、30番3地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、
5番地先の水、12番1地先の水、9番1地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、
5番地先の道、10番1地先の道、4番地先の道、1番地先の道、30番3地先の道の
一部（次の図に示す部分に限る。）

阿蘇郡西原村大字布田字西鶴124番、125番、126番、127番、128番、
129番、130番、132番、130地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）、
126番地先の道

阿蘇郡西原村大字布田字小鶴1658番、1659番、1660番、1662番2、
1662番3、1662番4、1662番5、1663番、1664番、1666番、
1667番、1668番1、1668番2、1668番5、1669番1、1670番
1、1670番2、1670番3、1671番、1674番、1675番、1676番、
1677番、1678番、1680番、1681番、1682番、1683番、168
5番1、1686番、1687番1、1687番2、1687番3、1688番、16

89番、1690番、1691番、1692番1、1693番1、1695番1、1696番1、1697番1、1701番、1702番、1678地先の水、1687番3地先の水、1667地先の道、1658地先の道、1685番1地先の道、1687番1地先の道、1662番2地先の道、1660番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、1683番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、1676番地先の道
 阿蘇郡西原村大字布田字南道角2163番1、2164番1、2164番2、2165番1、2165番2、2166番1、2166番2、2169番2、2166番1地先の道、2169番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第989号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 尾ノ上地区①
 菊池郡大津町大字尾ノ上360番、361番、362番1、362番2、362番3、363番1、363番2、364番1、367番、368番1、368番2
- 2 上鶴地区①
 菊池郡大津町大字大津字上鶴1552番1
- 3 西鶴地区④
 菊池郡大津町大字岩坂字西鶴547番
- 4 矢鉾地区③
 菊池郡大津町大字杉水字矢鉾3154番1、3155番2、3155番3、3155番4
- 5 西道免地区③
 菊池郡大津町大字室字西道免1999番1
- 6 後迫地区④
 菊池郡大津町大字大津字後迫2104番1
- 7 八反畑地区⑧
 菊池郡大津町大字大林字八反畑797番2
- 8 西鶴地区⑧
 菊池郡大津町大字岩坂字西鶴600番1、600番2
- 9 岡園地区⑥
 菊池郡大津町大字陣内字岡園1672番
- 10 西鶴地区⑩
 菊池郡大津町大字岩坂字西鶴505番
- 11 松古閑地区⑦
 菊池郡大津町大字大津字松古閑1004番1、1007番1
- 12 西鶴地区⑪
 菊池郡大津町大字岩坂字西鶴595番、596番
- 13 年ノ神地区⑦
 菊池郡大津町大字陣内字年ノ神1487番11

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び大津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第723号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届

出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ人吉店
熊本県人吉市上薩摩瀬町1458番地1 外
- 2 変更しようとする事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 3,980平方メートル
(変更後) 5,244平方メートル
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 199台
(変更後) 106台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 生活館南西側 9台
豊作館西側 21台
合計 30台
(変更後) 豊作館南側 30台
合計 30台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 豊作館北側 64㎡
生活館南東側 117㎡
合計 181㎡
(変更後) 豊作館西側 57.5㎡
生活館南東側 117㎡
合計 174.5㎡
 - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 廃棄物保管施設①生活館南東側 9㎡
廃棄物保管施設②生活館南東側 4㎡
廃棄物保管施設③生活館南東側 18㎡
廃棄物保管施設④豊作館北側 36㎡
廃棄物保管施設⑤豊作館北側 9㎡
合計 76㎡
(変更後) 廃棄物保管施設①豊作館北西側 29.7㎡
廃棄物保管施設②生活館南東側 31.5㎡
合計 61.2㎡
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 7時00分～20時00分
(変更後) 6時00分～22時00分
- 3 変更する年月日
平成31年7月8日
- 4 届出年月日
平成30年11月7日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局総務振興課
平成30年11月26日から平成31年3月26日まで

熊本県公告第724号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字下出口2916番18及び同2917番25
302.07平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋2916番地18
島田 亜希子
熊本市中央区坪井1丁目7番14号 103
島田 武

熊本県公告第725号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市大島字新四ツ山1722番1、同1722番9、同1722番27の一部、同1734番5の一部、同1736番5の一部及び同1738番1
49、938.52平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
荒尾市大島688番地1
松本木材株式会社

熊本県公告第726号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。
平成30年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
濱田 憲治	下益城郡美里町堅志田	下益城郡美里町中郡字中蓮寺363番
上田 晴敏	上益城郡山都町木原谷	上益城郡山都町島木字白木谷3398番 ほか6筆
大津 耕太	阿蘇郡南阿蘇村両併	阿蘇郡南阿蘇村大字両併字中郷557番 2ほか2筆 （一時利用地 阿蘇郡南阿蘇村大字両併字中郷137番 ほか1筆）
農事組合法人肥の川南	八代郡氷川町鹿野	八代郡氷川町鹿野字参五番割1356番 1ほか1筆

- 2 認可年月日
平成30年11月16日

熊本県公告第727号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。
平成30年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人井手下ファーム	山鹿市鹿本町下分田	山鹿市鹿本町下分田字稻生300番9ほか35筆

- 2 認可年月日
平成30年11月16日

熊本県公告第728号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。
当該農用地利用配分計画は、平成30年11月26日から同年12月10日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
平成30年11月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
千代永 博昭	八代市水島町	八代市場町字高子原割139番1ほか3筆
湯野 誼	八代市平山新町	八代市平山新町字大藪2824番1
農事組合法人鶴喰 なの花村	八代市坂本町鶴喰	八代市坂本町鶴喰字開田8番ほか1筆
農事組合法人おこ ば	人吉市大畑麓町長谷 川内	人吉市大畑麓町字川津留3779番3ほか14筆

2 申請年月日
平成30年11月14日

登録依頼

熊本県病院局告示第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成30年11月26日

熊本県病院事業管理者 三角 浩 一

- 1 入札に付する事項
新医療情報システム一式の賃貸借
- 2 入札参加者資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成30年12月6日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県病院局公告第1号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成30年11月26日

熊本県病院事業管理者 三角 浩 一

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達の名称

- (2) 新医療情報システム一式の賃貸借
 調達に係る入札・契約担当部局
 熊本県病院局総務経営課
 郵便番号 861-4154 熊本市南区富合町平原391
 電話番号 096-357-2151
 ファックス番号 096-357-2185
 - (3) 借入物品の規格、品質等
 新医療情報システム要求仕様書（以下、仕様書という。）による。
 - (4) 借入期間
 平成31年3月1日（金）から平成36年2月29日（木）まで
 - (5) 借入物品の設置場所
 熊本県立こころの医療センター内
 熊本市南区富合町平原391
 - (6) 入札方式（紙入札併用案件）
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本市電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、入札参加者側の承認を受けたものにより電子入札の移行が認められない者、アイ登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (7) 入札金額
 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金（以下「月額賃借料」という。）とする。見積に当たっては、60月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額が当該金額の10分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつた落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
 - (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
 - (9) 最低制限価格等の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」、営業種目が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録された者であること。
 なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり競争入札参加資格を有している場合、また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要なときは、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更の受付期間以降も随時受付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
 公告の日から平成30年12月6日（木）午後5時まで
 - イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
 熊本県出納管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
 - ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
 - エ 提出の方法
 イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
 - (5) 仕様書の内容を満たすことについて、仕様適合証明願に納入しようとする物品の仕様を示す書類を添付し、平成30年12月6日（木）までに、1(2)の担当部局へ

- 提出し、審査を受け、仕様適合証明書により本調達物品の仕様に適合している証明確認を受けること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書(別紙様式2)
イ 仕様適合証明書
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イの書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期限内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成30年12月17日(月)午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成30年12月17日(月)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成31年1月8日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成31年1月7日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成31年1月8日(火)午前10時
(イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成31年1月7日(月)午後5時(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きするとともに、中封筒の表に1(1)の調達名称及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きした上で、1(1)の調達名称及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからセまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

- イ 紙入札による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 紙入札による入札において印を押さずに入札
 - エ 紙入札による入札において金額を訂正した入札
 - オ 紙入札による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - カ 明らかに関連する入札に認められる入札
 - キ 紙入札による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理を有する者の入札
 - ク 紙入札による入札において二以上の意思表示をした入札
 - ケ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
 - コ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 - サ 電子入札システムによる入札において入札執行（開札）日までに指名停止措置に該当した者の入札
 - シ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 - ス 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 - セ その他入札に関する条件に違反した入札
 - (7) 入札の中止等
 - 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
 - (8) 落札者の決定方法
 - 開札後、熊本県病院局会計規程（平成20年3月31日病院局管理規程第7号）第97条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
 - (9) 入札保証金
 - 免除する。
 - 5 契約について
 - (1) 契約書の作成の要否
 - 要
 - (2) 契約の締結期限
 - 落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含む日数を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
 - (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 - 落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含む日数を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
 - (4) 契約保証金
 - ア 契約保証金を納付する場合
 - 契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、熊本県病院局会計規程第85条第1項の規定により契約金額（月額の賃借料）に借入期間（60月）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実と認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。
 - (ア) 納付期限 (3)の申出期限
 - (イ) 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
 - イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合
 - 会計規程第86条の規定により次の(ア)及び(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
 - (ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - (イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これを履行し、誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。
 - a 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書
 - b 添付書類
 - イ(ア)に該当する場合には、履行保証保険証券
 - イ(イ)に該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願(書)
 - c 提出期限 (3)の申出期限

- d 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請・紙入札移行承認等)に関すること。
熊本県病院局総務経営課総務経営班
電話番号 096-357-2151
ファックス番号 096-357-2185
- イ 競争入札参加資格審査申請及び電子入札システム利用届に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment
A set of new medical information systems
- (2) Date and Place for tender
Date: January 8th, 2019
10:00 a.m.
Place: Kumamoto prefectural Mental Care Center 2nd floor conference room
391 Hirabaru, Minami-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Prefectural Hospital Bureau Kumamoto Prefecture Government
General Affairs Management Section
391 Hirabaru, Minami-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
861-4154, Japan
Phone: 096-357-2151
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen